

損害賠償の額の決定について

松戸市立福祉医療センター東松戸病院における医療事故について和解するに  
当たり、これに対する損害賠償の額を次のとおり決定する。

平成24年12月4日提出

松戸市長 本郷谷 健 次

記

- 1 事 件 の 概 要 平成20年8月19日、松戸市立福祉医療センター東  
松戸病院内科における胃瘻造設術<sup>ろう</sup>の施行時に生じた大  
腸穿孔<sup>せん</sup>により腹膜炎を発症した事故について損害賠償  
を求めるもの
- 2 損 害 賠 償 額 2,513,354 円

提 案 理 由

相手方との交渉の結果、当事者双方の意見が一致したため。